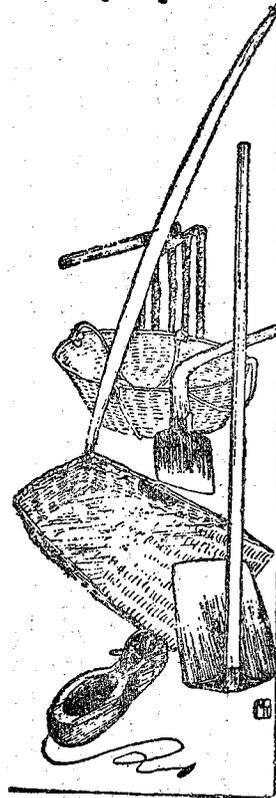


史

料

# 王朝時代の道路法

瀧川政次郎



## 一 序 説

一 道路の主要目的と其の管掌

二 道路の等級並びに其の構造

三 道路の並木及び井

四 道路の築造及び修理

五 道路の掃除及び通行の取締

史 料

一 序 説

我が王朝の基本法たる大寶養老の律令には、道路に關する系統的規定とはなく、唯其の諸篇の中に道路に關する斷片的規定が散在してゐるに過ぎない。而して其の道路に關する規定は何れも京師より諸國の國府に通ずる驛路及び京師の條坊を劃する街路に關するものであつて、田間の阡陌及び山間の小徑に關するものは一として見當らない。故に王朝の道路法は、即ち、王朝の驛路法であり、又京師の街路法である。

驛傳の制が我が國に創始せられたのは孝徳天皇の御代であつて、日本書紀、大化二年正月條に見える改新の詔に

初脩京師。置畿内國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬。

とあるのは、<sup>(1)</sup>本邦驛傳の創設を示す確實なる文献である。崇神記、清寧紀、欽明紀、推古紀等には、既に驛使、驛馬、馳驛等の文字が散見してゐるが、<sup>(2)</sup>其の古きものは後世の文飾であり、其の大化に近い年代のものは實質的に驛傳に近い制度が部分的に行はれてゐたことを示すものであらう。然し我が國が唐制に倣へる驛傳の制を全國に布くに至つたのは大化改新の時であつて、其の制度は文武元正の兩朝に編纂せられた大寶養老の律令に於いて整備せられるに至つた。今この兩律令によつて當代驛傳の主要を示せば、

一 諸道には凡そ三十里毎に一驛を設ける。地勢阻險なる處は、里數に拘らず適宜に驛を設ける。

二 諸道を大中小の三等に分ち、大路の驛には二十四、中路の驛には十四、小路の驛には五匹の驛馬を配置し、各驛には其の置ける馬匹の數に准じて乗具、蓑笠等を備へる。

三 驛馬は驛鈴を所持する驛使に對してのみ支給せられ、各驛鈴には其の給すべき驛馬の數が刻せられてゐる。

四 各驛には驛長、驛子ありて驛務に従事し、驛田、驛起稻ありて驛費を支へる。驛長、驛子は俱に驛戸の人を以てこれに充て、驛長には課役を全免し、驛子には徭役のみを免する。

五 驛馬は軍國の馬を以てこれに充て、驛戸の中以上の戸をしてこれを飼養せしめる。

六 驛使一日の行程は、緩なるものは八驛、急なるものは十驛以上であるが、尙ほ急速を要するものは飛驒と稱し、人馬を繼立てて遞送する。

敘上の如き驛制が王朝の盛時に實際に行はれたことは、國史に頻出する飛驒の記事によつて更に疑がない。然し延喜天曆以後、王朝の勢力が衰へるに至つて其の驛制も漸次崩潰するに至つた。一條天皇の長徳三年十月一日、太宰府飛驒して高麗人の壹岐對馬を鹵掠せることを報ずるや、諸卿度を失し、南殿の階下を下つて大貳の書狀を披き見たことは、當時既に飛驒が朝紳にとつて珍しい事件であつたことを示してゐる。驛傳の名は長徳以後の記録に於いても屢々散見してゐる。然し其等は單なる紙上にとどめられた驛制の殘骸であつて、驛制の實は既に延喜以來壞敗に歸してゐた。小右記、寛弘九年八月十七日の條は、即ち

驛家國不遞送供給郡司隱遁不相會。

と云つてゐる。<sup>(4)</sup>

我が國に周圍に羅城をめぐらし碁盤目に條坊を劃した支那風の都城が營まれたのは孝徳の朝を以て最初とする。前に掲げた大化二年正月の改新の詔には、即ち初めて京師を備むとあり、又

凡京每坊置長一人。四坊置令一人。掌按檢戶口。督察窳非。其坊令取坊内明廉強直堪時務者<sup>(5)</sup>。苑。里坊長並取里坊百姓清正強幹者苑。若當里坊無人。聽於比里坊簡用。

とある。この孝徳天皇の難波の京は、今日其の遺跡の徴すべきものがないが、其の支那風の都城であつたことは、天武紀八年十一月の條に

初置關於龍田山大江山。仍難波築羅城。

とあることによつて疑がない。其後天智天皇は近江の大津に都を築かれ、持統天皇は大和の飛鳥に藤原京を營まれ、元明天皇は七代七十餘年の帝都たりし平城の都を創められ、聖武淳仁の二帝は一時山城の恭仁京、近江の保良宮を營んでこれに遷られたが、幾らもなくして平城の京に遷られた。又桓武天皇は初め山城國乙訓郡長岡の地に都を營まれたが、延暦十三年更に同國葛野郡宇太村の地に新都を造營して茲に遷られた。これ即ち平安の京であつて、これより明治二年の東京奠都に至るまで一千七十五年の間渝ることがなかつた帝都である。而して此等王朝に成れる帝都は何れも碁盤目に條坊の劃せられた支那流の都城であつて、其の條坊の或るものは、今も歴然として近畿の山野に其の跡をとどめてゐるのである。次に當代の代表的都城たる平安京によつて都城の制の大要を述べれば

一 方形の都城は、東西一千五百四丈、南北一千七百五十三丈の廣袤を有し、周圍に土垣及び道路を繞らす。これ即ち羅城及び京極の大路である。

二 都城の北端中央に宮城があり、其の南面中央の朱雀門より都城南端中央の羅城門に向つて廣さ二十八丈の朱雀大路が走つてゐる。朱雀大路より東は左京であり、西は右京である。

三 左右兩京は、東西に走る十條の街路によつて九條に分たれる。條の數へ方は北より始めて南に終り、一條北大路は北ち北京極であり、九條大路は南京極である。

四 左右京の各條は、更に南北に走る五條の街路によつて四坊に分たれる。坊の數へ方は左京に於いては西より始め、右京に於いては東より始める。故に都城の東北端の坊は左京一條四坊であり、西南端の坊は右京九條四坊である。

五 各坊は縦横に走る各三條の小路によつて十六の坪に分たれる。此の坪のことを一に町と云ひ、坪を四つ合せたもの、即ち坊を四つに分つたものを保と云ふ。坪の數へ方は、左京ならば西北隅より始めて南下し、更に北上し、又南下北上して東北隅に至つて止まり、右京ならば反對に東北隅より始めて西北隅に至る。

六 各坪は更に南北に通ずる四つの行と東西に通ずる八條の門とによつて三十二の戸主へんぬに分たれる。戸主の數へ方は、坪の數へ方と同様である。

斯くの如き都城の制は、都が攝津の福原に遷される迄は、大體に於いて保存せられた。これ都城の制は、驛傳其の他の制度と異つて土地の上に固定せらるる制度であつたからである。然し王朝が衰へる

に従つて都城内の人家が荒廢に歸したことは云ふ迄もない。又王朝の盛んな時でも平安京の中に悉く人家が建て並んだことはなかつたやうである。何となれば、王朝の盛時と云はれる嵯峨天皇の寛仁十年の格に於いてすら、吾人は

左京職解僞。京中閑地不少。須勸課令盡地利者。

なる句を見出すからである。されば王朝時代の平安京を以て商家軒を接せる近代的都市の如く考へるのは大なる謬想であると云はねばならない。

然り而して余がこの小篇に於いて述べんとするところは、叙上の驛制及び都城の制の一部である驛路及び京中の街路の制である。驛路の制を述べるに當つては、橋梁、渡船の制をも併せ述べたいと思ふが、其等はすべて他日の機會を待つことにする。尙又驛制及び都城の制の一般に就いては、説いて盡さざる點が多いが、前者は青江秀の『大日本帝國驛遞志稿』に、後者は裏松光世の『大内裡圖考證』に大略備つてゐるから、篤學の士は其等の諸書に就いて糾されたい。<sup>(8)</sup>

- (1) 日本書紀、卷二十五、國史大系本、四三一頁。
- (2) 古事記、中卷、崇神天皇、國史大系本、八二頁。日本書紀、卷十五、國史大系本、二六二頁。同書、卷十九、三四八頁。同書、卷二十二、三七六頁。
- (3) 小右記、長徳三年十月一日條、史料通覽本、第一冊、一三七頁。
- (4) 小右記、寛弘九年八月十七日條、史料通覽本、第一冊、二九〇頁。
- (5) 日本書紀、卷二十五、國史大系本、四三二頁。
- (6) 日本書紀、卷二十九、國史大系本、五一八頁。

(7) 類聚三代格、卷十六、閑廢地事、國史大系本、八六九頁。

(8) 大日本帝國驛遞志稿は、昭和三年二月大日本交通史と改題して朝陽會から發行せられた。瀧本誠一、向井鹿松兩氏編纂の日本産業史大系にも收められてゐる。大内裡圖考證は、新舊の故實叢書に收められてゐる。尙當代の驛制に就いては、文學士坂本太郎氏の『上代驛制の研究』があり、日本歴史地理學界編纂の『日本交通史論』がある。又都城の制に就いては、文學博士喜田貞吉氏の『帝都』があり、工學博士關野貞氏の『平城京及大内裡考』がある。

## 二 道路の主要目的と其の管掌

道路は、何れの時代の道路たるを問はず、人馬の通行に便する爲めに造られたものであることは論なきも、其の人馬の通行に便する目的は、時代によつて異つてゐる。すなはち我が王朝の道路である驛路は、決して人民交通の便益を計り、商業を盛んならしめる爲めに造られたるものにあらずして、國家非常の際に迅速に軍隊を輸送し、人民より徵收せる調庸の雜物を中央に輸送する爲めに造られたものである。語を換へて言へば、我が王朝に於ける道路の主要目的は、軍事及び行政の便益にあつて、一般人民の便益にはなかつたのである。驛傳馬による驛路の通行が官使に限られてゐることと、飛驒の實例が殆ど例外なく邊疆の急を告げるものであることは、即ち右の事實を推定するに充分である。京中の街路は、これに反して都人の交通の便益が主眼となつてゐるやうであるが、尙京中の街路には、莊嚴を以て國威を蕃國の使人に示すといふ目的が多分に包含せられてゐるやうに觀察せられる。續紀神龜元年十一月甲子の條に見える太政官の奏言に、

上古淳朴。冬穴夏巢。後世聖人。代以宮室。帝王爲居。萬國所朝。非是壯麗。何

○表德。

とあることは當時の都城に叙上の如き目的の存在したことを明證してゐる。朱雀大路の有する二十八丈の幅員が交通上の必要に基けるものに非ざることとは贅言を要せざるところであらう。

王朝の驛路は、上述の如く、軍事及び行政上重大なる意義を有するものなるが故に驛路の管掌は兵部民部の兩省がこれを行つた。即ち養老の職員令には

兵馬司

正一人。掌牧及兵馬郵驛公私馬牛事。

とあり又

民部省 管寮二

卿一人。掌諸國戶口名籍賦役、孝義、優復、蠲免、家人、奴婢、橋道、濟渠池、山川、藪澤、諸國田事。

とある。即ちこれによれば驛路交通の事は兵部省被管の兵馬司が主として掌り民部省は唯其の鋪設の事を掌つたに過ぎないのである。而して斯くの如き制度が唐制の模倣であることは云ふ迄もないことであつて、唐六典、駕部郎中員外郎の條には

駕部郎中員外郎掌邦國之輿輦車乘及天下之傳驛。廐牧官私馬牛雜畜之簿籍。

とあり又同書、度支郎中員外郎の條には

度支郎中員外郎。掌支度國用。租賦少多之數。物產豐約之宜。水陸道路之利。每歲計其所

出。而支其所用。

とある。<sup>5)</sup> 駕部は兵部に屬し、度支は我が國の民部省に當る戸部に屬してゐるから、道路管掌の我が制は、即ち唐制を其の儘移植せるものである。而して民部省の掌る道橋は、實質的には民部省の被管に屬する京職、攝津職、大宰府、國司、監司等であつて、民部省は唯此等の官司の執り行ふ道路行政を指揮監督したに過ぎない。故に養老の職員令には、此等の各官司の條下に道橋のことがしるされてゐる。<sup>6)</sup>

左京職。右京職。此。管司一。

大夫一人。掌左京戸口(中略)道橋(中略)僧尼名籍事。

攝津職。帶津國。

大夫一人。掌祠社(中略)道橋(中略)僧尼名籍事。

大宰府。帶筑前國。

主神一人。(中略)帥一人。掌祠社(中略)郵驛。(中略)饗饗事。

大國

守一人。掌祠社(中略)郵驛(中略)僧尼名籍事。

唐制にあつても、亦道橋のことは京兆諸州諸縣の職掌中にしるされてゐる。<sup>7)</sup>

戶曹司戶參軍。掌戶籍計帳道路。逆旅田疇六蕃過所蠲符之事。

京畿及天下諸縣令之職。皆掌導揚風化(中略)道路(中略)雜用之事。

唐の縣令に相當する我が國の郡司の職掌には道橋のことは見えないが、職員令に

大郡

大領一人。掌撫養所部。檢察郡事。餘領准此。

と云へる郡事の中には、道橋のことも當然含まれてゐるものと解釋すべきであらう。其後平城天皇の大同三年に至つて、兵馬司は馬寮に併合せられたから、郵驛の事は兵部省の直轄となつたやうである。八省被管諸司の廢合を宣せる大同三年正月廿日の詔には、兵馬司の名は見えないが、官職秘抄の後附には

兵部省被官 兵馬司 大同三年正月併馬寮。

とあり、又延喜式には、兵部省の條に驛傳驛家のことが見えてゐる。

- (1) 續日本紀、卷九、國史大系本、一五二頁。
- (2) 令義解、卷一、職員令、國史大系本、四二頁。
- (3) 令義解、卷一、職員令、國史大系本、四〇頁。
- (4) 大唐六典、卷五、兵部。
- (5) 大唐六典、卷三、戶部。
- (6) 令義解、卷一、職員令、國史大系本、五六頁以下。
- (7) 大唐六典、卷三十、三府督護州縣官吏。
- (8) 類聚三代格、卷四、加減諸司官員并廢置事、國史大系本、五〇六頁。
- (9) 群書類從所收の官職秘抄には後附がない。右の引用は古事類苑官位部十四に依つて行つた。

### 三 道路の等級並びに其の構造

令制は諸國の驛路について大路、中路、小路の三等の等級を設けてゐる。即ち養老の廐牧令には凡諸道置驛馬、大路廿匹、中路十匹、小路五匹、使稀之處、國司量置、不必須足<sup>(1)</sup>なる條文があつて、大路の驛には二十匹、中路の驛には十匹、小路の驛には五匹の驛馬を置くべきことを定めてゐる。右の條文の大路の下には

謂山陽道。其大宰以去郡爲小路也。

なる義解の註があり、中路の下には

謂東海東山道。其自外皆爲小路。

なる義解の註がある。故に當時の大路は、即ち京都より大宰府に至る山陽道の全部及び西海道の一部であり、中路は東海東山の二道であり、小路は其れ以外のすべての驛路である。斯くの如く當時山陽道が重視せられたのは、もとより其れが京都と當時の最大の地方官廳である大宰府とを聯絡する官道であつたからでもあるが、其の最大の理由は、其れが唐、新羅等の所謂外蕃に通ずる行軍路であり、且つ此等の蕃國の使節の入京する道筋であつたことにある。貞觀交替式及び政事要略には

太政官符。

應修理驛家常令全固交替國司分明付領事

右被右大臣宜儻。如聞諸國驛家例多破壞。國郡怠慢曾不修理。若有蕃客便損國威。既乖公平。豈合吏道。自今以後。國司存心。常加修理。勿致損壞。交替之日。如有損失。前人造了。然後放還。事緣勅語。不得闕怠者。諸國承知。依宣行之。

延曆十九年九月二日

なる官符が見え、又日本後紀大同元年五月十四日丁丑の條には

勅。備後。安藝。周防。長門等國驛館。本備蕃客。瓦葺粉壁。頃年百姓疲弊。修造難堪。或

蕃客入朝者。便從海路。其破損者。農閑修理。但長門國驛者。近臨海邊。爲人所見。宜特加

勞。勿減前制。其新造者。待定樣造之。

とある。山陽道の驛舍を莊嚴にすることが、蕃國の使節に對して國威を損ぜざらんとする國家的

自尊心より出でたるものであることは、これによつても明かである。又養老の雜令には

凡蕃使往還當大路近側、不得置當方蕃人、及畜同色奴婢。亦不得宛傳馬子及援夫等。

なる條文があるが、これは在留蕃人が蕃使と通じて國家に不利なる事を爲出かさんことをおそれた

ものであつて、以て如何に當時の政府が山陽の驛路に對して細心の注意を拂へるかを徴すべきで

ある。又東海、東山の二道が當時山陽道に次いで重んぜられたのは、やはり其れが反服常なき蝦夷に

通ずる行軍路であつたからであらう。次に大路小路の交通の繁閑を示す一參考史料として、天平十

年周防國正稅帳に見える同年六月中の傳使の記事と天平六年出雲國計會帳に見える同年二月中の

公文書の受發の記事を摘記して置く。

六月四日下傳使 勝、將從三人、合四人、四日食稻五束二把、酒四升、鹽三合二勺、

同日下傳使 鏡後國掾正七位下忍海連官成、將從三人、合四人、四日食稻五束二把、酒四升、鹽三合二勺、

十二日下傳使 豐後國掾從六位下田邊史麻呂、將從三人、合四人、四日食稻五束二把、酒四升、鹽三合二勺、

十五日下船傳防人部領使 大宰史生從八位上中臣東連益人、將從一人、合二人、四日食稻二束八把、酒三升二合、鹽一合六勺。

十七日下傳使 大宰大監正六位上阿倍朝臣子島、將從三人、合四人、四日食稻五束二把、酒四升、鹽三合二勺。

同日下船傳防人部領使 大宰少判事從七位下錦部連完麻呂、將從二人、合三人、四日食稻四束、酒四升、鹽二合四勺。

廿日向京傳使 長門國相撰人三人、斷一人、合四人、往來八日、食稻十二束、酒一斗九升二合、鹽六合四勺。

廿一日向京傳使 周防國相撰人三人、往來六日、食稻七束二把、酒一斗四升四合、鹽三合六勺。

廿二日下傳使 壹伎島掾從七位下間人宿禰玉浦、將從三人、合四人、四日食稻五束、把、酒四升、鹽三合二勺。

廿六日下傳使 大隅國左大舍人无位大隅直阪麻呂、薩摩國人右大舍人无位薩麻呂君、國益、將從一人、合三人、四日食稻四束四把、酒六升四合、鹽二合四勺。

右によれば、天平十年六月中に周防國を通過せる公使は上京二回、下京八回、合計十回であり、

二月

一五日符壹道 依 勅符使司向京狀 以三月廿三日到國

一同日符壹道 要也六處儲置并應置幕料布狀 以三月廿三日到國

一六日符壹道 出雲國與隱伎國應置烽狀 以三月十六日到國

一十四日符壹道 應定兵士番狀 以三月廿日到國

二月

八日移太政官下符貳道 一官稻混合狀 一國司等貨狀

十七日移民部省下符壹道 仕丁火頭等逃亡狀

廿六日移民部省下符壹道 給食封狀

又右によれば、天平六年二月中に出雲國の受發せる公使は受發俱に三回で合計六回である。

驛路の構造は、大路中路小路の等級によつて夫々異つたらしいが、其の詳細は今知り難い。道路の構造の知られるものは、京中の街路のみである。京中街路の制に就いては、延喜式、左京職の條に

朱雀路廣廿八丈。

自垣半至溝邊各一丈八尺。垣基三尺。犬行一丈五尺。

溝廣各五尺。

兩溝間廿三丈四尺。

大路廣十丈。

自垣半至溝邊各八尺。垣基三尺。犬行五尺。

溝廣四尺。

兩溝間七丈六尺。

宮城東西大路十二丈。

自宮垣半至隍外畔三丈八尺。

自傍町垣半至溝外畔一丈二尺。

隍溝間七丈。

大路廣八丈。

自垣半至溝邊八尺。垣基三尺。犬行五尺。

溝廣四尺。

兩溝間五丈六尺。

小路廣四丈

自垣半至溝邊五尺五寸。垣基二尺五寸。犬行三尺。

溝廣三尺。

兩溝間二丈三尺。

宮城四面。自垣半至隍邊三丈。垣基三尺五寸。堀地廣二丈六尺五寸。

宮城南大路廣十七丈。宮彌半三尺五寸。堀地廣二丈六尺五寸。

隍廣八尺。

南垣半三尺。

犬行五尺。

溝廣四尺。

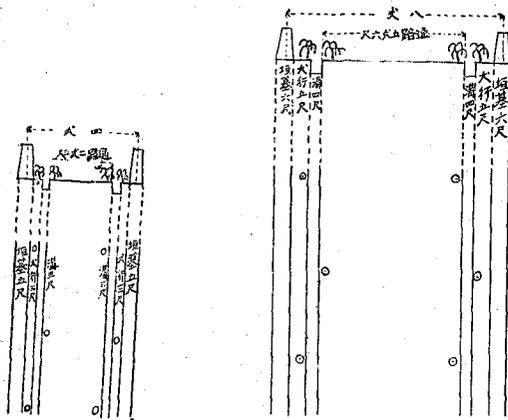
隍溝間十二丈。

凡町内開小徑者。大路邊町二。廣一丈。市人町三。廣一丈。自餘町一。廣一丈五尺。なる文がある。<sup>(6)</sup>即ちこれによれば、京中の街路には、大體大路、小路、小徑なる三つの等級があつて、其の

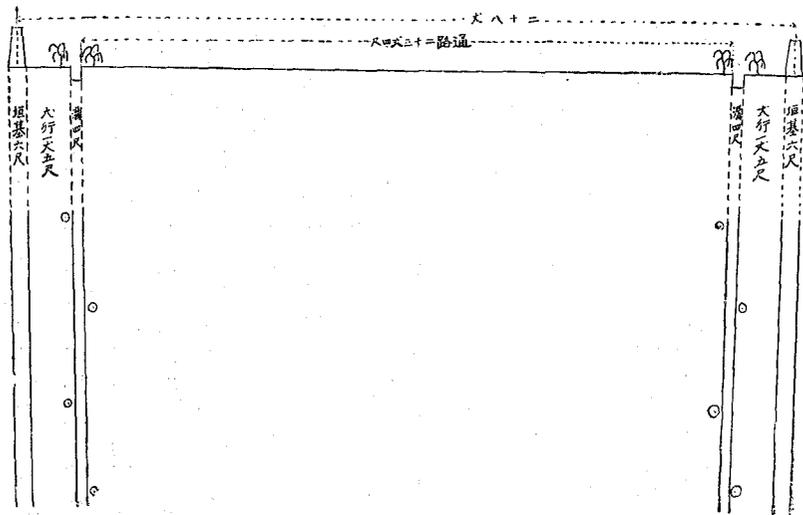
中の大路には更に二十八丈十七丈十二丈十丈八丈の五等、小徑には一丈五尺一丈の二等があつたことが知られる。二十八丈の大路は、即ち京の中央を南北に走る街路であり、十七丈の街路は宮城の南を東西に走る街路であり、十二丈の街路は宮城の東西を南北に走る街路である。故にこの三つの特別なる街路を除けば、京中の大路もまた十丈と八丈の二等となる。而して京極の大路を除けば、原則として京中の大路は小路の二倍なる八丈であり、又小徑は東西市の特別區域を除いては皆一丈五尺である。故に八丈の大路、四丈の小路、一丈五尺の小徑に就いてのみ其の構造を述べれば、大路の幅員八丈といふのは、路の兩側にある垣の中心から側つた幅員である。而して前記の式文によれば、大路の垣は基幅六尺を有し、更に垣に接して五尺の幅員を有する犬行と稱するものがあり、犬行に接して又四尺の溝があるから、兩溝の間の幅員はまさに五丈六尺である。小路の四丈といふのも、やはり兩垣の中心から側つた幅であつて、式文によれば、小路の垣基は五尺、犬行溝は共に三尺であるから、兩溝の間の幅員は二丈三尺である。小徑の構造は明かでないが、恐らくこれに准じたものであつたらうと思ふ。

次に式文によつて京中街路の構造を圖してみやう。

路大



路大雀朱



右の圖によつても知られる如く、溝と垣との間にある、犬行なるものは今日の謂ふ、歩道であり、兩溝の間の廣い所は車馬道であつて平安京の生活を表徴する牛車は即ちこの車馬道を練り歩いたのである。犬行の歩道であることは、騎乗の輩の垣下に就いて通行することを禁ずる延暦廿二年十一月己卯の勅によつても推察することができる。因みに云ふが、右の式文に見える一尺は、令に所謂唐の、大尺であつて今日の曲尺の一尺に略ぼ等しい。故に二十八丈の朱雀大路は、今日の間敷に換算して略四十六間、八丈の大路は約十三間、四丈の小路は約六間半、一丈五尺の小徑は約二間半の幅員を有してゐたのであつて、流石は大陸の制を模したものだだけあつて規模は一體に廣大である。然し斯くの如き道幅は實際には不必要であつた爲めに、朱雀大路などには草莽々と生へて晝は牛馬の放牧場となり、夜は盜賊の隠れ家となるといふ有様であつた。故に次の官符は朱雀大路の坊門に兵士を配置し、夜行兵衛をして其の直否を巡檢すべきこと令してゐる。<sup>8)</sup>

太政官符

應每坊門置兵士十二人令守朱雀道並夜行兵衛巡檢兵士直否事。

右得左京職解僞。朱雀者兩京之通路也。左右帶垣人居相隔。東西分坊門衛无置。因茲晝爲馬牛之闌闕。夜爲盜賊之淵府。望請每坊門置兵士十二人。上下分番互加掌護。即便令夜行之兵衛。每夜巡檢兵士之直否。然則柳樹之條自无摧折。行道之人方免侵奪者。右大臣宣依請。右京職准此。

貞觀四年三月八日

又次の式文は、朱雀大路に牛馬を放飼する者の罰則を定めてゐる。<sup>(9)</sup>

凡朱雀大路放飼馬牛。繫充職中雜事。隨其主來卽加決罰放免。

又京中街路の溝の幅は、朱雀大路が五尺、大路が四尺、小路が三尺であるから、宛然たる一種の堀であつて、其處には常に水が溜つてゐたらしい。さうして其處には水葱、芹、蓮の類が植ゑられてゐたのであつて、延喜式には、卽ち

凡京中不聽營水田。但大小路邊及卑濕之地。聽殖水葱、芹、蓮之類。不得因此廣溝迫路。<sup>(10)</sup>  
なる條文がある。

- (1) 令義解、卷八、鹿牧令、國史大系本、二五五頁。
- (2) 政事要略、第五十四、史籍集覽本、三七八頁。貞觀交替式、國史大系本、四八頁。
- (3) 日本後紀、卷十三、國史大系本、六九頁。
- (4) 令義解、卷十、雜令、國史大系本、三一二頁。
- (5) 大日本古文書、卷二、一三一頁。同書、卷一、五九五頁、五八七頁。
- (6) 延喜式、卷四十二、左京職、國史大系本、一〇八〇頁。
- (7) 文學士藤田元春氏『尺度綜考』四六頁。
- (8) 類聚三代格、卷十六、道橋事、國史大系本、八七二頁。
- (9) 延喜式、卷四十二、左京職、國史大系本、一〇七四頁。
- (10) 延喜式、卷四十二、左京職、國史大系本、一〇七五頁。

#### 四 道路の並木及び井

畿内七道諸國の驛路の兩邊に樹木を植ゑることは、淳仁天皇の天平寶字三年に至つて創められた。類聚三代格には、即ち次の官符が見えてゐる。

乾政官符。

應畿内七道諸國驛路兩邊遍種菓樹事。

右東大寺普照法師奏狀僞。道路百姓來去不絕。樹在其傍足息疲乏。夏則就蔭避熱。飢則撻子噉之。伏願城外道路兩邊栽種菓子樹木者。奏勅依奏。

天平寶字三年六月廿二日

當時諸國の百姓の運脚夫となつて調庸を京都に輸送する者は、非常な勞苦を嘗めたのであつて、其の悲慘の狀は、右の官符の前々年なる天平寶字元年十月六日の勅に

諸國庸調脚夫。事畢歸鄉。路遠艱絕。又行路病人無親恤養。欲免飢死。餽口假生。並辛苦途

中。遂致橫斃。

とあるによつても知られる。されば東大寺の僧普照は、恐らくこの運調脚夫の悲慘を座視するに忍びずして此の奏言を致し、官の嘉納を得たものと思はれる。故に我が國の道路並木は、實に僧侶の慈悲心によつて創始せられたものであつて、普照法師の名は、道橋の架設に偉績のあつた道登、行基、空海等の名と共に、永く國民の記憶にとどめらるべきであらうと思ふ。此の天平の官符によつて五畿七道諸國の路邊に植ゑられた樹木の種類は明かでないか、桃柿栗等の菓樹であつたことは槩かである。これ右の官符によつても知られる如く、驛路の樹木は、主として去來の百姓の飢渴を救ふことを目的

とした故である。されば水無き驛路の傍らには井を掘つて行人の渴を救ふことがまた相次いで行はれた。延喜式の雜式には、即ち

凡諸國驛路邊植菓樹。令往還人得休息。若無水處。量便掘井。

なる一條がある。<sup>3</sup>又嵯峨天皇の弘仁十二年には、大和國の解によつて路邊の樹木を斫り損ずることを禁制する次の官符が發せられた。<sup>4</sup>

太政官符。(中略)

一應禁制斫損路邊樹木事。

右同前解僞。道邊之木夏垂蔭爲休息處。秋結實民得食焉。而或頑民徒致伐損。去來之輩並失便宜。望請特加禁制莫令更然者。依請。

以前右大臣宣。奉勅如件。諸國宜准此。

弘仁十二年四月廿一日

京中の街路樹の起源は明かでないが、支那の都にも柳があるから、恐らく唐制の模倣であらう。桓武天皇の經營せられた平安京には、最初から朱雀大路其の他の街路に柳の木が植ゑられたものらしい。即ち桓武天皇の延暦元年から嵯峨天皇の弘仁五年に至る迄の詩を集めた小野岑守の凌雲集には、朱雀の衰柳を賦せる多治比真人貞清の詩が見えてゐる。<sup>5</sup>

皇城陌上楊將柳。兩々三々夾道斜。嘯昔榮卒都不見。今時憔悴一應嗟。國寒着樹非眞葉。霽雪封枝是僞花。既就堯衢待恩煦。阿誰吏憶陶潛家。

又催馬樂に見える次の諺が、平安奠都後幾くもない時代に成れることは其の歌詞によつて明かであらう。<sup>(6)</sup>

淺みどりや濃い花て、まかきたりとや、見るまでに玉光る、したひかり新<sup>○</sup>京<sup>○</sup>朱雀<sup>○</sup>の<sup>○</sup>し<sup>○</sup>だ<sup>○</sup>り<sup>○</sup>の<sup>○</sup>し<sup>○</sup>だ<sup>○</sup>り<sup>○</sup>柳<sup>○</sup>、また板井をとせんさい秋萩、唐あほいしだり柳

尙朱雀大路の柳が右の凌雲集の詩に云へる如く都の臺も見えない程に繁茂してゐたことは、朱雀の柳樹に落雷したといふ次の續日本後紀の記事によつても證せられる。<sup>(7)</sup>

承和三年七月戊子。雷雨殊切。人皆讐伏。至夜分。震<sup>○</sup>朱雀<sup>○</sup>柳<sup>○</sup>樹<sup>○</sup>。

以上は何れも朱雀の柳に關するもののみであるが、街路樹が朱雀大路ばかりでなく他の京中の街路にも普く植ゑられたことは、次の催馬樂の歌謡及び延喜式の文によつて明かである。<sup>(8)</sup>

大路<sup>オホヂ</sup>に添<sup>ホ</sup>ひてのほれる青柳や花やかな青柳が花や青柳がしなひを見れば、今盛なりや、今盛りなりや、

凡神泉苑廻地十町内令京職栽柳<sup>町別七株</sup>

而してこの平安京の街路樹は、楊柳が主であつたやうであるが、櫻もまた植ゑられたらしい。

見渡せば、柳櫻をこき交せて都ぞ春の錦なりけり

といふ素性法師の歌は、高<sup>9)</sup>い所から京都の街路の柳と庭内の櫻とを詠んだものと解されないこともないが、街頭に立つて街路の柳櫻を詠んだものと解する方が更に自然である。驛路の並木が桃栗の類であるに反して京中の街路樹が柳櫻の類であるのは、云ふ迄もなく前者が行路の百姓の飢渴を救

ふ爲めなるに反して後者が帝都の美觀を保たんが爲めであるからである。而して右の延喜式の文には、町別七株とあるから、京中の街路樹は一町即ち四十丈に七本の割合に植ゑられてゐたことが知られる。故に一本の柳と次の柳との間隔は約六間半程である。而して此の柳が路の兩側の溝の邊りに植ゑ並べられてゐたことは、前掲の凌雲集の詩に『兩々三々道を夾んで斜なり。』とあるによつて明かであらう。而して又此等の街路樹は何れも其の街路に面せる官衙又は三位以上の公卿の家に於いてこれを植ゑ、神泉苑の四方十町の地のみは前述の如く京職がこれを植ゑた。延喜式には即ち

凡道路邊樹當司當家栽之。

<sup>(10)</sup>とある。此の柳樹の枝を折り損ずることは、法の嚴に禁止するところであつて、貞觀四年三月、朱雀の坊門に配置せられた兵士は、即ち街路の柳樹を毀損する者を取締る任務を有してゐた。前章に掲げた貞觀四年三月八日の官符には、即ち『然則柳樹之條自无摧所。行道之人方免侵奪者。』云々の句がある。尙又延喜式には

守朱雀樹四人。(中略)

右依前件<sup>(11)</sup>雇使。功食以<sup>(11)</sup>遙錢充。其食人日米一升二合。鹽一勺。(中略)功錢並依當時法行之。なる文があるが、これは朱雀大路の街路樹の手入れをする植木屋の食料賃錢を規定したものであつて街路樹の番人に關することではないやうである。

(11) 類聚三代格、卷七、牧宰事、國史大系本、六六〇頁。

- (2) 續日本紀、卷二十、國史大系本、三三九頁。
- (3) 延喜式、卷五十、雜式、國史大系本、一一五一頁。
- (4) 類聚三代格、卷十九、禁制事、國史大系本、一〇〇八頁。
- (5) 凌雲集、群書類從本、四七一頁。
- (6) 神樂催馬樂註秘鈔(家藏寫本)
- (7) 續日本後紀、卷五、國史大系本、二二五頁。
- (8) 神樂催馬樂註秘鈔。延喜式、卷四十二、左京職、國史大系本、一〇七五頁。
- (9) 古今集、卷一、奉上、國民文庫本八代集、上卷、二〇頁。
- (10) 延喜式、卷四十二、左京職、國史大系本、一〇七五頁。
- (11) 延喜式、卷四十二、左京職、國史大系本、一〇七六頁。

## 五 道路の築造及び修理

道路の築造に關しては律令に特別の規定は見えないが、職員令、京職、攝津職の條には何れも道橋のことが見えるから、所在の地方官廳が部内の道橋の築造に當つたことは疑がない。續日本紀、和銅六年七月戊辰の條に

1) 美濃信濃二國之堺 徑道險阻 往還艱難 仍通吉蘇路  
とあり更に同七年閏二月戊午朔の條に

賜美濃守從四位下笠朝臣麻呂封七十戸田六町。少掾正七位下門部御立。大目從八位上山口忌

寸<sup>1</sup> 兄人。各進位階。並從六位上伊福部君荒當賜田二町。以通吉蘇路也。

とあることは、即ち地方官たる國司が道路の築造に當つた確證である。

道路の修理に關しては、養老の營繕令に次の規定がある。

凡津橋道路、每年起九月半當界修理、十月使訖。其要路陷壞、停水、交廢、行旅者不拘時月、量差人夫修理。非當司能辨者申請。

即ちこれによれば、諸國の道路は、毎年收穫の終れる九月半より十月迄の間に、國司が修理することを要し、事急を要する時は、時月に拘らず、人夫を派して修理し、費用莫大にして、當司爲すに堪へざる時は、太政官に申請して、其の援助を仰ぐべきものであつた。而して右の條の集解には

朱云。此條役雜徭也。

とあるから、國司は部内の人民の雜徭を徴して、道路の修理に當り、雜徭を以て足らざるときは、官に申請して正税を出して修理の費に充てたことが知られる。又延喜式主税寮の條には、次の如く道橋料なる雜徭が見えてゐるから、正税出舉の息利を以て道橋修理の費用に充てた所もあつたやうである。

播磨國正税公廨各卅四萬束。國分寺料四萬束。文殊會料二千束。平等寺料一千束。施樂院料

一萬束。藥分料一萬五千束。學生料一萬五千束。修理驛家料四萬束。池溝料四萬束。道橋料

一萬束。救急料一十二萬束。俘囚料七萬五千束。

阿波國正税公廨各廿萬束。國分寺料一萬四千束。文殊會料二千束。修理池溝料三萬束。道橋料五百束。救急料六萬束。

京中街路の修理は、原則として京職これを掌つたが、文徳天皇の齊衡二年には街路に門屋を開ける官衙及び公卿の家をして其の面せる街路の溝渠を修理せしむべきことが令せられた。類聚三代格には即ち次の官符がある。<sup>(6)</sup>

太政官符。

應令當處堀作溝渠事。

右被右大臣宣僞。奉勅京城之固溝渠爲本。來往之便橋梁資茲。故能勤加通道令无壅塞。頃年水潦頻至溝流失路。緣渠之家屢被浸害。行道之人常苦泥塗。京中之煩莫大於斯。宜鄭重下知早令修作。仍須仰當司當家務令掘作。其廣者依邊舊制勿爲闊狹。其深者決通流水令得激疾。其大路堤堀多功者職家勦力相共補作。當處无入者職司專爲修作勿致物累。又穿垣引水壅流浸途者。去弘仁六年二月九日立格既畢。而近渠之家大穿水門好絕溝流。垣基因茲頽毀道上爲之濕惡。公私之煩莫不緣此。如此之類重加禁止。但无害公私者聽置樋引水。不得因茲流出汙穢濕損道路。若有違犯之者。職司一切築塞莫令更通。即依弘仁十年十一月五日格科責。其朱雀邊溝非當家修作之限。

齊衡二年九月十九日

即ちこれによれば、官衙及び公卿の家に面せざる道路は悉く京職これが修理の任に當り、官衙及び公卿の家に面せる所と雖も大路の溝渠にして功を要すること多き所は京職及び當司當家力を勦せて修理し、朱雀大路の溝は官衙及び公卿の家の面せる所と雖も京職これが修理の任に當つた。故に京

職に於いても、道橋修理の費用に充てる爲めに米錢を出舉することが行はれた。即ち三代實錄、貞觀十八年二月十日の條には

右京職言、返上出舉修理官舍道橋料、貞觀錢六十貫文。職司以乘物。買收米二百斛。納其息利充彼料。太政官處分、依請。

なる記事がある。<sup>(7)</sup>又延喜式囚獄司の條には

凡徒役人者、令作路橋及役雜事。

云々とあるから、徒役の罪囚の勞力もまた京中の街路の築造及び修理に使用せられたことが知られる。尙又三代實錄、貞觀十七年十二月十五日の條には

庶人伴善男没官墾田陸田。山林庄家稻。鹽濱鹽釜等在諸國。皆充造京城道橋料。<sup>(9)</sup>とあるが、これは臨時の特例であらう。

- (1) 續日本紀、卷六、國史大系本、八〇頁。
- (2) 續日本紀、卷六、國史大系本、八三頁。
- (3) 令義解、卷六、營繕令、國史大系本、二〇八頁。
- (4) 令集解、卷三十、營繕令、國書刊行會本、第二册、二四七頁。
- (5) 延喜式、卷二十六、主稅上、國史大系本、七八五頁、七八六頁。
- (6) 類聚三代格、卷十六、堤堰溝渠事、國史大系本、八九四頁。
- (7) 三代實錄、卷二十八、國史大系本、四四二頁。
- (8) 延喜式、卷二十九、囚獄司、國史大系本、八六三頁。

(9) 三代實錄、卷二十七、國史大系本、四二〇頁。

## 六 道路の掃除及び使用の取締

京中の街路の掃除に就いては、延喜式、左京職の條に次の三條がある。

凡京路皆令當家每月掃除。其彈正巡檢之日。官人一人。史生一人。將坊令坊長兵士等祇承。

四月八日。七月十五日。  
巡<sub>二</sub>叅東西寺<sub>一</sub>准<sub>レ</sub>此。

凡宮城邊朱雀溝。皆令雇夫掃除。又左京者。大學神泉苑鴻臚東館。右京者。穀倉院鴻臚西館。

客徒入朝之時。均分客館之内。左右京共掃除。並夫一人日充米二升。其功錢依當時法行之。

掃除丁卅六人。條別四人。但一二條  
各三人。北邊坊二人。(中略)

右依前件雇使。功食以<sub>レ</sub>搖錢充。其食人日米一升二合。鹽一勺。但兵士日米二  
升。鹽一勺。功錢並依當時法

行之。

即ちこれによれば、官衙及び公卿の邸宅に前面せる道路は、當司當家が毎月一回これを掃除し、巡察彈正が坊令坊長等を將ゐてこれを巡檢する。又宮城の附近の道路は、左右京職に於いて夫々區域を分ち、人夫を雇つて掃除せしめる。又各條には四人乃至二人の掃清丁なるものがあつて、其の條内の道路を掃除する。而して此の京職の雇ふ人夫には官より功錢を給するが、掃清丁の功錢は各條の民戸をして負擔せしめたことが知られる。而して街路に門屋を開ける諸司諸家をして其の前の街路を掃除せしめることは、弘仁十年以來行はれた制度であつて、類聚三代格には即ち次の如き官符が見え

てゐる。

### 太政官符

應令在官外諸司諸家掃清當路事

右太政官弘仁六年一月九月下兩職符僞。右大臣宣。奉勅。如聞頃者京中諸家或穿垣引水或壅水浸途。眞仰所司咸俾修營。不責引流水於家內。唯禁露汙穢於牆外。仍須每竇置樋通水。如有符後卅日不從制。諸家司并内外之主典已上貶考奪祿。四位五位事業及雜色番上已下。不論蔭贖當處馬上而決答五十者。今有壅浸之禁无掃掃之制。仍須自今以後如此之類。諸家司并内外主典已上。移式部兵部一同前符貶考奪祿。四位五位錄名奏聞。无品親王家及所々院家。以其別當官准諸家司亦移省貶奪。其雜色番上以下不論蔭贖決答一同前符。又六位以下官人馬上勘當之者。依請。

弘仁十年十一月五日

然し掃清の義務ある諸家は、何れも三位以上の有勢者であつたから、この制度の勵行は頗る困難であつたと見えて、此の命令は其の後屢々繰返された。次に示すのは、即ち其の官符の一つである。<sup>3)</sup>

### 太政官符

應下清掃道路溝洫并壅水浸途之責兩職直移式兵二省貶奪考祿亦彈正臺隔月巡檢京中事。

右得左京職解僞。謹案弘仁十年十一月五日格僞。太政官弘仁六年二月九日下職符僞。右大臣宣奉勅。如聞頃者京中諸司諸家。或穿垣引水或壅水浸途。眞仰所司咸俾修營。不責引流水於

家内。唯禁露汚穢於牆外。仍須每竇置種通水。如有符後卅日不從制旨。諸司諸家并内外主典已上貶考奪祿。四位五位事業及雜色番上已上。不論蔭贖決答五十者。今有墜浸之禁无清掃之制仍須自今以後如此之類。諸司諸家并内外主典已上移式部兵部一同前符貶考奪祿。四位五位錄名奏聞。无品親王家及所々院家。以其別當准諸司諸家司亦移省貶奪。其雜色番上以下不論蔭贖決答一同前符。又云職家巡檢之日。馬上勘當六位以下官人。又天長九年十一月廿八日格傳。夫不掃清怠須責過狀。然後移兩省令貶奪之。如聞爲令進過狀職遣使暖之。而或罵使不應。或稱故不參。有勢之家尤是難制。徒設科條曾无遵行。今須諸司諸家及内外主典已上。彈正巡檢之日。有不掃清。臺職共錄之。至于三度猶不勤不煩責過狀。臺直移兩省令貶奪之。然則職絕追召之煩。人无怠慢之情。諸院諸家以其別當官准諸家司亦同之。自餘依先符者。右大臣宣奉。勅依請。須依件格巡督京内。而既往職吏。忽忘格旨曾无巡檢。彈正巡檢之日。前驅祇承還被勘當。恒處贖銅。道路蕪穢溝洫壅塞職此之由。但檢案内弘仁之格。職移二省令貶奪之。天長之符停止職移臺直移省。凡京地之官統攝京戶。宮城之外京條之裏皆是肅清之部也。職吏巡路具錄犯過便移兩省令貶奪之。職有威嚴事合穩便。望請自今以後職吏每旬一度巡檢京條。若三度之内猶不遵勤。職直移式兵二省貶考奪祿。自餘皆依前格行之。又承前之例彈正每月巡檢京中。今每月三旬職應巡督。臺職之巡事似繁促。仍須令彈正季別一巡察。謹請。官裁者。右大臣宣奉。勅職移二省貶考奪祿并每旬一度巡檢並依請。但科責諸司准彈正巡檢宮中諸司之法右京職亦准此。又彈正者糾彈之官威嚴之職若待季巡檢人情懈怠。宜隔月一度必令巡督。

貞觀七年十一月四日

京中街路の使用の取締に關しては、養老の宮衛令に

凡宮墻四面道内不得積物。其近宮闕不得燒爇惡物及通哭聲。

なる條文があり、又延喜式彈正台條に

凡宮城四面墻内不得積物。不聽停馬。

とある。(5) 即ちこれによれば、宮墻の四面の道内に於いては物を置き馬を停むるを得ず、又爇惡の物を

燒き哭聲を通ずることを聽さない。又類聚國史卷七十九及び延喜式左京職の條には

延曆廿二年十一月十一日己卯。勅。今聞。騎乘之輩。不由道路。好就垣下。基地易崩。徒步

有妨。量矣景迹。良合懲肅。然則應禁不禁。意在所由。自今而後。左右兩職嚴加捉搦。兼榜

街巷。勿令更然。

凡騎乘之輩不得輒就垣下往還。

凡朱雀大路放飼馬牛。繫充職中雜事。隨其主來即加決罰放免。

とあつて、(6) 騎馬の輩は垣下に就いて、犬行を行くことを得ず、又朱雀大路に於いて牛馬を放飼すべから

ざることに既に前章に述べた如くである。斯やうに騎乘の輩が好んで垣下に就いて往還したのは齊

衡二年の官符に『行道之人常苦泥塗。』と云へる如く、當路の京路の中央は泥濘馬腹に及ぶ有様であ

つたからであらう。次に又宮衛令には

凡京路分街立鋪。衛府持時行夜。夜鼓聲絕禁行。曉鼓聲動聽行。若公使及有婚嫁喪病須相告

赴、求訪醫藥者、勘問明知有實放過。非此色人犯夜者、衛府當日決放。應贖及餘犯者、送所司。なる條文があつて、<sup>(7)</sup>京中の街路は原則として夜間通行を許さず、唯公使及び婚嫁喪病の告げ赴くべく、醫藥を求める者に限つて通行を許された。又養老の儀制令には

凡行路巷術、賤避貴、少避老、輕避重。

と云へる條文があつて、<sup>(8)</sup>位階低き者が道路に於いて位階高き者に會へば道を譲り、同階の者なれば年少の者が老年者に譲り、同年輩の間にあつては輕き荷物を負へる者が重き荷物を負へる者に道を譲るべきものと定められてゐた。尙路上致敬の式に就いては儀制令及び僧尼令に規定があるが、枝葉に涉るから省略に従ふ。驛路の掃除及び取締に就いては全く所見がないが、これに准じて知るべきであらう。

- (1) 延喜式、卷四十二、左京職、國史大系本、一〇七四頁、一〇七六頁。
- (2) 類聚三代格、卷十六、道橋事、國史大系本、八六一頁。
- (3) 類聚三代格、卷十六、堤堰溝渠事、國史大系本、八九二頁。
- (4) 令義解、卷五、宮衛令、國史大系本、一六六頁。
- (5) 延喜式、卷四十一、彈正臺、國史大系本、一〇六九頁。
- (6) 類聚國史、卷七十九、政理一、禁制、國史大系本、六〇四頁。延喜式、卷四十二、左京職、國史大系本、一〇七四頁。
- (7) 令義解、卷五、宮衛令、國史大系本、一六八頁。
- (8) 令義解、卷六、儀制令、國史大系本、一九七頁。